**事前調査書**

**●法令及び条例並びに要綱等の規定により確認申請前に必要な手続きについて**

　建築物を建築する際には、以下の法令等の許認可等を必要とする場合があります。下記項目について所管課と協議を行った後、建築確認申請を提出いただきますようお願いいたします。

（1）建築基準関係規定の項目

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 根拠法令等 | 具体的内容 | 所管課 | 確認申請時の  処理等 | 許可・申請等 | | |
| 不要 | 未 | 済 |
| 消防法第９条 | 火の使用に関する条例への委任 | 消防局  予防課 | 確認申請受付後、確認受付機関より所管課へ合議 |  |  |  |
| 消防法第９の２ | 住宅用防災機器の設置 |  |  |  |
| 消防法第15条 | 映写室の構造設備 |  |  |  |
| 消防法第17条 | 消防用設備等の設置維持 |  |  |  |
| 屋外広告物法  第3条～第5条 | 長崎市屋外広告物条例 | 景観  推進室 | 原本照合後、許可書（写）添付 |  |  |  |
| 港湾法  第40条第1項 | 臨港地区の分区内における制限 | 長崎港湾  漁港事務所 | 原本照合後、通知書（写）添付 |  |  |  |
| 高圧ガス保安法  第24条 | 家庭用設備の設置等 | 西部ガス | 所管と事前協議 |  |  |  |
| ガス事業法  第40条の4 | 消費機器の基準適合義務 (共同住宅3階建て以上かつ300㎡以上) |  |  |  |
| 駐車場法第20条 | 駐車施設の附置 | 土木企画課 | 原本照合後、受理書（写）添付 |  |  |  |
| 水道法第16条 | 給水装置の構造・材質 | 料金  サービス課 | 所管課と事前協議 |  |  |  |
| 下水道法第10条第1項及び第3項  第25条の2 | 排水設備の設置  排水設備の技術上の基準に関する特例 | 事業管理課 | 所管課と事前協議 |  |  |  |
| 下水道法  第30条第1項 | 都市下水路に接続する特定排水施設の構造 |  |  |  |
| 宅地造成規制法第8条第１項及び第12条第1項 | 宅造許可 | 建築指導課  開発指導係 | 原本照合後、適合を証する書面（写）添付 |  |  |  |
| 流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項 | 流通業務地区内の規制 | ― | ― |  |  |  |
| 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第法38条の2 | 供給設備または消費設備の基準適合義務 | 県消防  保安室 | ― |  |  |  |
| 都市計画法  第29条第1項及び第2項 | 開発許可 | 建築指導課  開発指導係 | 原本照合後、許可書（写）添付 |  |  |  |
| 都市計画法  第35条の2第1項 | 変更許可 |  |  |  |
| 都市計画法  第41条第2項 | 建蔽率等の基準 |  |  |  |
| 都市計画法  第42条 | 開発区域内の建築制限 |  |  |  |
| 都市計画法  第43条第1項 | 市街化調整区域内の建築制限 |  |  |  |
| 都市計画法  第53条第1項 | 都市計画施設等の区域内の建築規制 | 都市計画課  東長崎区画  整理事務所 |  |  |  |
| 特定空港騒音対策法5条第1項～第3項 | 航空機騒音障害防止地区等の建築制限等 | ― | ― |  |  |  |
| 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項 | 商業地域内等における自転車駐輪場付置に関する条例 | ― | ― |  |  |  |
| 浄化槽法  第3条の2第1項 | 放流施設として浄化槽以外のものの設置禁止 | 料金  サービス課 | 浄化槽構造審査願（第３号様式）４部を提出 |  |  |  |
| 特定都市河川浸水被害対策法  第8条 | 排水設備の技術上の基準に関する特例 | 事業管理課 | ― |  |  |  |
| 都市緑地法  第41条（同法第35条、第36条及び第39条第1項） | 緑化率 | ― | ― |  |  |  |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進の関する法律第25条 | 特別警戒区域内における建築基準法の適用 | 長崎県  長崎振興局(砂防課)  長崎市中央総合事務所(地域整備２課) | ― |  |  |  |
| 高齢者、障害者等  の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）  第14条 | 特別特定建築物の移動等円滑化に必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準 | 建築指導課 | 建築物移動等円滑化基準チェックリスト及び当該関築物円滑化基準チェックリストの内容を明示した図書を添付 |  |  |  |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条 | 2,000㎡以上の非住宅建築物 | 建築指導課 | 認定書の添付 |  |  |  |

（２）建築基準関係規定以外の項目

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 根拠法令等 | 具体的内容 | 所管課 | 確認申請時の処理等 | 許可・申請等 | | |
| 不要 | 未 | 済 |
| 長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例  第１２条若しくは第１５条 | 長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例第１２条若しくは第１６条による届出 | 建築指導課 | 届出書（写）  添付 |  |  |  |
| 長崎市ラブホテル等建築指導要綱第４条 | 長崎市ラブホテル等建築指導要綱第５条による申請 | 計画申請書（写）添付 |  |  |  |
| 長崎県福祉のまちづくり条例  第１６条 | 長崎県福祉のまちづくり条例第１６条による届出、整備項目表の提出 | 届出書（写）  添付 |  |  |  |
| 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）第１０条 | 一定規模以上の建物解体、新増築改修等の届出書の提出 | - |  |  |  |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条 | 省エネ計画書提出 | - |  |  |  |
| 風致地区内における建築等の規制に関する条例  第２条第１項 | 風致地区内における建築等の規制に関する条例第２条第２項による許可 | 都市計画課 | 原本照合後、許可書（写）添付 |  |  |  |
| 都市計画法第５８条の２（地区計画） | 都市計画法第５８条の２（地区計画）による届出 | 都市計画課 | 原本照合後、適合通知書（写）添付 |  |  |  |
| 都市計画法第６５条 | 都市計画法第６５条による許可 | 都市計画課 | 原本照合後、許可書（写）添付 |  |  |  |
| 長崎市景観条例  第１３条若しくは第１８条 | 長崎市景観条例第１３条若しくは第１９条による届出 | 景観推進室 | 原本照合後、届出書（写）添付 |  |  |  |
| 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例  第１６条 | 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第１７条による届出 | 廃棄物対策課 | ― |  |  |  |
| ゴミステーション設置に係る協議 | 10世帯以上の共同住宅 | 廃棄物対策課 | ― |  |  |  |
| 長崎市水道事業における私物メーター計量等要綱  第５条 | 長崎市水道事業における私物メーター計量等要綱第６条による届出 | 料金  サービス課 | ― |  |  |  |
| 長崎市中規模小売店舗出店届出要綱第３条 | 長崎市中規模小売店舗出店届出要綱第４条による届出 | 商業振興課 | ― |  |  |  |
| 長崎市浄化槽指導要綱第４条 | 長崎市浄化槽指導要綱第５条による協議 | 環境政策課 | ― |  |  |  |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第８条による許可 | 長崎県  長崎振興局  （河川防災課） | ― |  |  |  |
| 長崎市伝統的建造物群保存条例第５条第１項 | 長崎市伝統的建造物群保存条例第５条第２項許可 | 文化財課 （都市計画課） | ― |  |  |  |
| 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地内 | 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地内の確認 | 文化財課 | ― |  |  |  |
| 電波伝搬路（電波法による電波伝播路内の届出及び高層建築物の建築の確認） | 電波伝搬路の確認 （電波法による電波伝播路内の届出及び高層建築物の建築の確認） | 九州総合  通信局  （熊本市） （建築指導課） | ― |  |  |  |
| 高層建築物等のヘリコプター用屋上緊急離着陸場等 | H31m超の高層建築物・防災関係公共機関・第3次救急医療機関等 | 消防局予防課 | ― |  |  |  |
| 土地区画整理法第76条 | 東長崎土地区画整理  事業区域内 | 東長崎土地区画整理事務所 | 原本照合  許可書（写）添付 |  |  |  |
| 長崎駅周辺土地区画  整理事業 | 長崎駅周辺  整備室 |
| 建築物の衛生的環境の確保に関する法律 | 特定建築物  （興行場、百貨店、事務所、旅館等　3,000㎡以上、学校　8,000㎡以上） | 生活衛生課 | 事前協議 |  |  |  |
| 建築協定 | 長崎市建築協定に関する条例により認可を受けた協定区域内における  建築 | 建築指導課 | 協定委員会による承認書添付 |  |  |  |